43—05　ＰＵＤＴ

審判請求（特許（商標登録）異議の申立て）の一部取下げ

１．　審判請求（異議申立て）の一部取下げというのは、審判（異議）の対象の一部を請求人（申立人）の自由意思に基づいて撤回することで、たとえば、Ａ・Ｂ２個の発明に係る特許権の特許の無効（異議）を請求（申立て）したのち、その一部Ａ又はＢについての請求（申立て）を撤回するのがこれに当たる。

２．　審判請求（異議申立て）の一部取下げの可否

(1) 特許（実用新案登録）請求の範囲に記載された２以上の請求項に係る特許（実用新案登録）無効審判の請求は、請求項ごとに取り下げることができる（特§155③、実§39の2⑥）。

昭和62年12月31日以前の出願に係る特許については、特許請求の範囲に記載された２以上の発明に係る特許無効審判の請求は、発明ごとに取り下げることができる。

(2) 意匠登録無効審判については、一部取下げはできない。

(3) 商§46①に規定する無効審判は、商§56②で準用する特§155③の規定により、指定商品又は指定役務ごとに、その請求を取り下げることができる。

(4) 商§50①、§51①、§52の2①、§53①及び§53の2にそれぞれ規定する取消審判については、特§155③の規定の準用がなく、請求の一部取下げはできない。

(5) 特許請求の範囲に記載された２以上の請求項に係る特許異議の申立ては、請求項ごとに取り下げることができる（特§120の4②→特§155③）（→67—03）。

(6) ２以上の指定商品又は区分に係る商標登録異議の申立ては、指定商品又は指定役務ごとに取り下げることができる（商§43の11②→特§155③）。

(7) 拒絶査定不服審判（特§121①、意§46①、商§44①）、補正却下決定不服審

判（意§47①、商§45①）については、規定がないので、それらの審判請求の一部を取り下げることはできない。

(8) 訂正審判（特§126①）についても、規定がないので、それらの審判請求の一部を取り下げることはできないが、２以上の訂正事項について、一つの訂正審判が請求されている場合において、そのうちの一部の事項について削除する補正を認めることがある（→54―05.1の２．(3)）。

また、２以上の請求項に係る特許について、請求項ごとに又は一群の請求項ごとに訂正審判を請求したときは、その請求の取下げは、その全ての請求について行わなければならない（特§155④）。

３．審判請求（申立て）の一部取下げに際しての注意事項

取下げの要件、審判書記官及び審判官の手続は43―01及び43―02と同様であるが、一部取下げの場合、職権により、取り下げた部分についての申立ての理由について審理されることがある（特§153①）。

（改訂 R5.12）